

FAMICで貴社のスキルアップをしてみませんか

FAMICでは法人活性化のための人材を求めています。

FAMICで業務経験を積むことにより貴社の人材のスキルアップにもつながります。

独立行政法人 農林水産消費安全技術センターとは

(略称：FAMIC・ファミック)

FAMICは、農林水産省所管の独立行政法人として、農業生産資材（肥料、農薬、飼料など）と食品などの検査・分析を通して、農業生産資材の安全の確保、食品などの品質・表示の適正化などに技術で貢献しています。

今後、遺伝子組換え表示の制度が見直されることから、食品表示監視業務においても遺伝子組換え体の分析が大きく注目されています。FAMICは、その高い技術力と最新の情報を基に食品監視業務におけるエキスパート集団です。

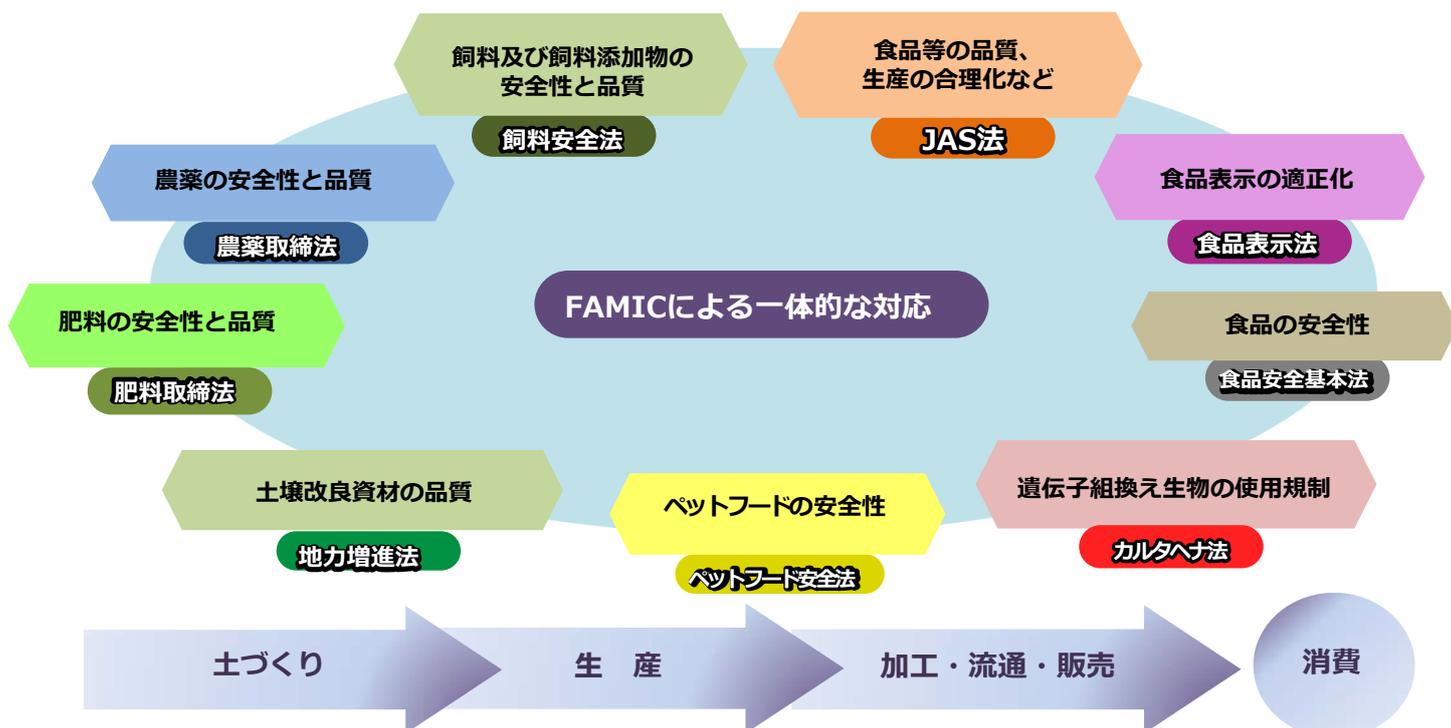


FAMIC本部（埼玉県さいたま市）

資本金	101.1億円	平成31年度予算	6,997百万円
役員	理事長 1人、理事 3人、監事 2人		
職員数	631人（平成31年1月1日現在）		
組織	主たる事務所：本部（埼玉県さいたま市） 農薬検査部（東京都小平市）、横浜事務所（神奈川県横浜市） 地方組織：5地域センター（札幌市、仙台市、名古屋市、神戸市、福岡市）		

食品の安全と消費者の信頼の確保に向けて

FAMICは、食品の一次生産から最終消費までの流れの各段階において、調査・検査・分析を行っています。



受入可能な業務の一例（遺伝子組換え食品の検査）

【遺伝子組換え表示制度の現状】

現在の遺伝子組換え表示制度は、組換え遺伝子の混入が意図せざるものであって、その混入率が5%以下であれば、任意で「遺伝子組換えでない」と表示できるようになっています。

しかしながら、同制度の見直しが行われ、2023年4月からは「遺伝子組換えでない」表示ができるのは、組換え遺伝子が不検出の場合のみに限られることとなり、従来、「遺伝子組換えでない」表示を行っていたものは、たとえ、意図せざる混入率が5%以下であっても「分別管理された原料を使用」等、別の表示方法をとることが求められるようになります。

また、第三者分析機関や自社で行った分析の結果に問題がない場合であっても、行政が行う科学的検証において、使用する原料農産物に遺伝子組換え農産物が含まれることが確認された場合は不適正な表示となってしまいます。

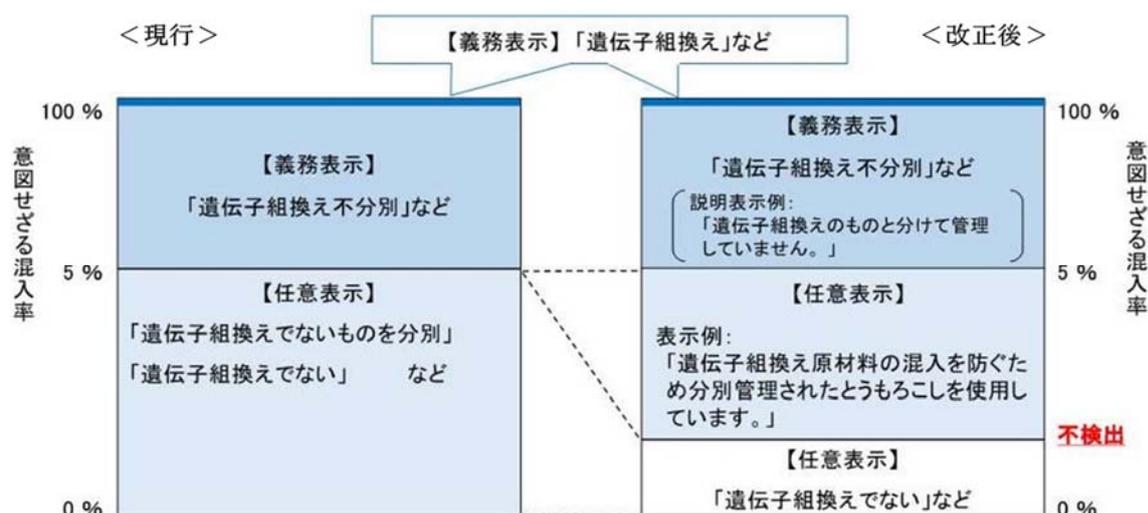


図 遺伝子組換え表示制度の改正

【FAMIC（ファミック）における遺伝子組換え表示検査業務】

FAMICでは従来から、遺伝子組換え表示制度の対象であり、国内での流通が確認されている大豆、とうもろこしの加工品に組換え遺伝子が混入しているかどうかを調べる「定性検査」及び遺伝子組換え農産物の混入が疑われる原料にどの程度組換え遺伝子が混入しているかを調べるための「定量検査」をそれぞれ実施し、あわせて年間300件以上の遺伝子組換え表示検査を行っています。

FAMICでは今後も引き続きこれらの検査を行うとともに、2023年4月からの新制度施行後は新たな基準（不検出か否か）に基づく検査も行っていく予定です。

※定量検査、定性検査についてはいずれも消費者庁通知法に基づき、リアルタイムPCRを用いた方法により検査します。

【企業にとってのメリット】

FAMICでは、国が定めた公定法に準拠して、適切な精度管理の下で遺伝子組換え表示検査を実施しており、企業から人材を派遣していただければ、行政が実施する科学的検証との同等性を有する分析技術及び精度管理を習得できます。

適正な食品表示は消費者の信頼を得る上で必要不可欠なものであり、行政が実施する科学的検証と同一の方法により得られた分析の結果は、製品に適切な表示（「遺伝子組換えでない」表示をするか、それ以外の表示をするかなど。）を行う上での有用な判断材料となります。

【FAMICでは様々な業務での受入が可能です】

FAMICでは遺伝子組換え食品の検査のほか、以下の業務でも受入が可能です。それぞれの業務経験における企業のメリットも多様。

- ・ 有害物質等の分析業務・・・ISO/IEC17025に基づくマネジメントの経験
- ・ 新規JASの原案作成業務・・・JAS化の迅速化、手順の習得
- ・ 食品の遺伝子組換え（GM）表示に係る検査分析業務・・・自社の分析の信頼性の向上
- ・ 肥飼料の公定分析法の確立、栽培試験業務・・・自社の品質試験の精度向上
- ・ 農薬の実態調査業務・・・分析技術の習得、農薬規制の理解増進
- ・ FAMICの広報活動・・・FAMICを通じた農林水産行政の把握

【FAMICにおける民間企業等からの人材の受け入れ条件】

- 募集要件 大学卒業程度の学歴又はこれと同等以上の学歴を有すると認められる者であって、専門知識及び実務経験（原則として5年以上）を有すると認められる者
- 身分 国家公務員（非常勤職員）※民間企業等に在職したまま勤務
- 職務 職務の決定に当たっては、当該者が属する民間企業等と利害関係のある事務には従事させない等、公務の公平性を確保するため十分な配慮をした上で決定
- 期間 原則1年以内（任期更新可）
- 社会保険 在職する民間企業等において適用される制度
- 災害補償 国家公務員災害補償法が適用
- その他 採用手続きは、FAMIC内で行う。
賃金及び勤務時間等詳細な勤務条件は、応募のあった民間企業等に対して提示する。

【連絡先】

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 本部

さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟

電話番号 050-3797-1832

担当者 総務部 人事課 鈴木、高田

業務内容についてのお問い合わせについては、担当部署におつなぎさせていただきます。